【第５問】

非上場会社であるＸ株式会社（以下、「Ｘ社」という）の代表取締役社長であるＡさん（70 歳）は、３年後をめどに、Ｘ社の専務取締役である長男Ｃさん（40 歳）に事業を承継したいと考えている。Ａさんは、長男Ｃさんに、保有するＸ社株式のすべてを取得させるとともに、長男Ｃさん家族と同居している自宅建物（区分所有建物の登記なし）とその敷地を相続させようと考えているが、長男Ｃさんと長女Ｄさん（39 歳）が遺産分割でもめてしまうのではないかと心配している。

また、Ａさんは、長女Ｄさんから、「マンションの購入を検討しているので、資金を援助してほしい」と頼まれており、住宅取得資金の援助をしたいと考えている。

＜Ａさんの親族関係図＞

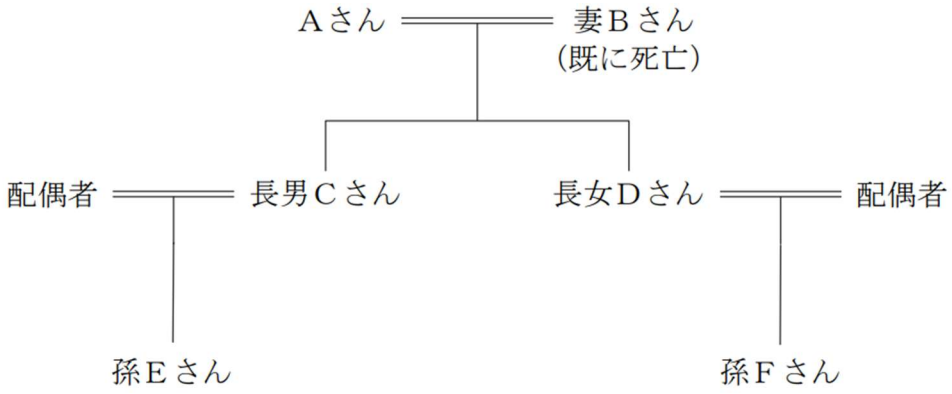

＜Ａさんの主な所有財産（相続税評価額）＞

現預金	：	１億円
Ｘ社株式	：	２億円
自宅敷地（400 ㎡）	：	8,000 万円（注）
自宅建物	：	2,000 万円
	合計	４億円

（注）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 13》　Ａさんの相続に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「遺産分割をめぐる争いを防ぐ手段として、遺言書の作成をお勧めします。自筆証書遺言は、法務局における保管制度を利用することで、遺言書の紛失等を防ぐことができ、相続開始後、家庭裁判所における遺言書の検認が不要となります」

②「Ａさんの相続に係る遺留分を算定するための財産の価額を４億円とした場合、長女Ｄさんの遺留分の金額は、１億円となります。遺留分を侵害する内容の遺言は無効となるため、遺言書を作成する際はご注意ください」

③「長男Ｃさんが自宅の敷地および建物を相続により取得し、当該敷地（相続税評価額：8,000万円）について、特定居住用宅地等として『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けた場合、相続税の課税価格に算入すべき価額を1,600万円とすることができます」

○①

×②　遺留分の侵害があったとしても、ただちに遺言が無効になるわけではない。遺留分以外は遺言に従うことになる。

×③　居住用は330㎡まで80%減。相続税の課税価格に算入すべき価額は

$$8000\text{万円} \times \frac{330\,\text{㎡}}{400\,\text{㎡}} \times (1 - 80\%) = 1{,}320\text{万円}$$

$$8000\text{万円} \times \frac{70\,\text{㎡}}{400\,\text{㎡}} = \quad 1{,}400\text{万円}$$

合計　2,720万円

《問 14》 「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」（以下、「本特例」という）に関する次の記述①～③について、適切なものには〇印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

① 「長女Ｄさんが本特例の適用を受けるためには、贈与を受けた年の翌年３月 15 日までに所定の要件を満たす住宅用家屋を取得等してその家屋に居住するか、または同日後遅滞なくその家屋に居住することが確実であると見込まれることが必要です」

② 「長女Ｄさんが 2023 年２月に住宅取得等資金の贈与を受けた場合、本特例による非課税限度額は、一定の省エネ等住宅であれば 1,500 万円、それ以外の住宅であれば 1,200 万円です」

③ 「長女ＤさんがＡさんから贈与を受けた住宅取得等資金について本特例の適用を受け、その後、Ａさんの相続が開始した場合、本特例の適用を受けたことにより贈与税が非課税とされた金額は、相続税の課税価格に加算しなければなりません」

〇①

×② 贈与を受けた者ごとに省エネ等住宅の場合には 1,000 万円まで、それ以外の住宅の場合には 500 万円までの住宅取得等資金の贈与が非課税となる。

×③ 加算の必要はない。加算したら贈与税から相続税にかわるだけ（いわゆる「課税の繰り延べ」）になって、非課税でなくなる。

《問 15》 現時点（2023 年１月 22 日）において、Ａさんの相続が開始した場合における相続税の総額を試算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、相続税の課税価格の合計額は３億 5,000 万円とし、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

（ａ）相続税の課税価格の合計額	３億5,000万円
（ｂ）遺産に係る基礎控除額	（　①　）万円
課税遺産総額（（ａ）－（ｂ））	□□□万円
相続税の総額の基となる税額	
長男Ｃさん	（　②　）万円
長女Ｄさん	□□□万円
（ｃ）相続税の総額	（　③　）万円

＜資料＞相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超		万円以下		
	～	1,000	10%	－
1,000	～	3,000	15%	50万円
3,000	～	5,000	20%	200万円
5,000	～	10,000	30%	700万円
10,000	～	20,000	40%	1,700万円
20,000	～	30,000	45%	2,700万円
30,000	～	60,000	50%	4,200万円

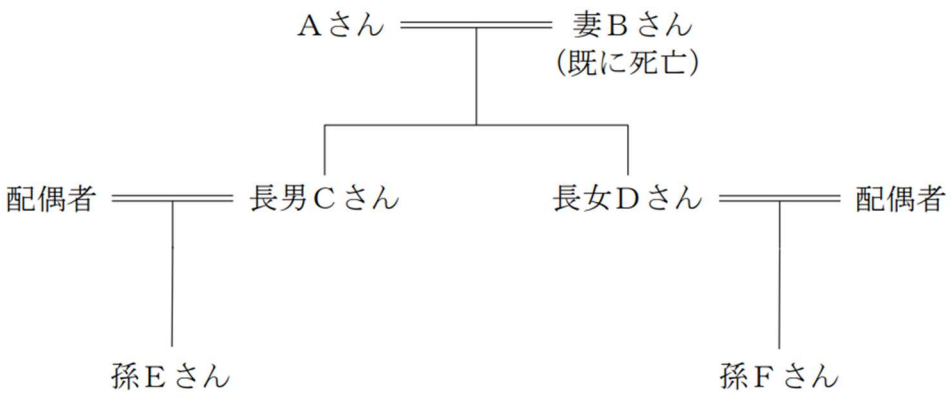

法定相続人は長男 C と長女 D の２人だけ。
基礎控除＝3,000 万円＋600 万円×２＝①4,200 万円

相続税の課税価格の合計	35,000 万円
基礎控除	4,200 万円
課税遺産総額	30,800 万円

長男 C の法定相続分は 2 分の 1 だから 15,400 万円
速算表から 15,400 万円×40%－1,700 万円＝②4,460 万円

長女 D も同額の 4,460 万円
相続税の総額は両者の合計③8,920 万円